

令和7年度「こども見学デー」実施方針

令和7年4月11日

1. 趣旨

「こども見学デー」は、子供たちを対象に業務説明や職場見学などを行うことにより、親子の触れ合いを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とすることを目的とする。令和7年度は、親子の触れ合いを深め、子供たちの体験活動の機会とするとともに、政府の施策に対する理解を深めてもらう取組として、文部科学省をはじめとした各府省庁等が連携して「こども霞が関見学デー」を実施する。併せて、全国の関係機関や地方公共団体、民間企業等において、同様の趣旨の取組（職場見学等により、親子の触れ合いを深めることや、体験活動の機会とすることなど）を促進していくこととする。

2. 実施内容**(1) 「こども霞が関見学デー」**

- ・対 象 : 全国の小・中学生・幼児等（原則として保護者同伴）
- ・実施方法 : 対面・オンライン
- ・期 間 : 【対面】令和7年8月6日（水）・7日（木）
【オンライン】夏休み期間中（7月から8月にかけて）

・参加府省庁等

（令和7年度参加府省庁等）

内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省、衆議院事務局、国立国会図書館、会計検査院

(2) 「こども霞が関見学デー」と同様の趣旨の取組

- ・対象 : 各機関で設定
- ・時期 : 夏休み期間中、各機関で設定した日

3. 実施要領**(1) 「こども霞が関見学デー」について**

- ① 各府省庁等において、一般の子供を対象として、それぞれの特色を生かした業務説明や省内見学等を行うとともに、職員の子供の職場見学等を行う。
- ② 実施方法（対面・オンライン）は、プログラム内容に応じて各府省庁等において決定する。
- ③ 実施期間は、原則として各府省庁等においてプログラム内容に応じて選択する。
- ④ 実施方法及び実施期間は、各府省庁等においてやむを得ない事由と判断した場合には、必要に応じて随時変更することができる。
- ⑤ 各府省庁等の実施方法、実施期間、プログラム概要等は、文部科学省において取りまとめ、報道発表を行う。
- ⑥ 各府省庁等の周知用ウェブサイトのリンクは、文部科学省において取りまとめて公表する。
- ⑦ 各府省庁等におけるプログラムの詳細や参加方法等、プログラム報道発表の後に変更・決定した

事項については、各府省庁等の周知用ウェブサイトにおいて更新・公表する。

- ⑧ 各府省庁等のプログラム概要等が入った「こども霞が関見学デーガイドブック」を作成し、文部科学省ウェブサイトで公開する（冊子の配布は行わない）。
- ⑨ 本実施方針に記載のない事項については、担当者と協議し、対応するものとする。

（２）「こども霞が関見学デー」の趣旨に類する取組について

上記（１）⑤の各府省庁等のプログラムの報道発表とあわせて、「こども霞が関見学デー」の趣旨に類する取組を実施する関係機関・企業等のプログラムについても取りまとめて、報道発表を行う。

4. 周知方法

報道発表、ＳＮＳの活用、各府省庁等のホームページへの掲載、広報協力団体等へのお知らせを通じて周知を図るとともに、各府省庁等から関係機関等へポスター・チラシの配布を行う。

ＳＮＳにおいては、「＃こども見学デー」を統一して用いる。

5. 備考

- ・各府省庁のイベント案は５月３０日（金）までに提出
- ・全体のプログラムが整い次第、大臣レク及び報道発表を予定（６月下旬）